

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第19回）開催結果概要

1 日時

平成19年4月13日（金）午後3時から午後5時まで

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

秋葉康弘，秋吉仁美，飯田裕美子，井堀利宏，河村博，酒巻匡，
高橋宏志〔座長〕，中尾正信，前田裕司，山本和彦

（事務総局）

戸倉三郎審議官，中村愼総務局第一課長，吉崎佳弥総務局参事官，
花村良一民事局第一・三課長，伊藤雅人刑事局第一・三課長，
早田尚貴行政局参事官

4 進行

（1）新委員の紹介

戸倉審議官から，秋葉康弘委員が紹介された。

（2）意見交換

① 地方裁判所における民事訴訟事件（第一審）の審理の状況（資料2）について （山本委員）

上訴率については，今回初めて事件票により正確な統計データを出していただいたのだが，資料2の説明文の2ページ目を見ると，従来は20%を超えるだろうと推定されていた上訴率が16.8%とあり，興味深い。しかし，この表から，そもそも上訴率は減っているのか，もし減っているのであればその要因は何か，といった分析をするのは難しい。この表では，判決で終局した事件を母集団としているが，例えば，欠席判決を除いた，本当に争いのある事件だけのデータも取れば，争いがない事件が増えた結果，見かけの上訴率が減っているとかが，争いが

ある事件だけで見ても上訴率が減っているとか、もう少し分析できるのではないか。

(花村民事局第一課長)

従来言われてきた20%という推計的な数値も、年度によって変動があったと思うので、今回出された単年度で16.8%という数値が従来言われてきた数値とどれだけかけ離れているかという点は、1回限りの数値だけで評価することは難しい。また、争った事案の中には、実質的には全面的な自白に近いような事案もあり、そういったものを含めた数値を出したものがどういう意味を持つかについては、検討をした上で考えていきたい。

(中尾委員)

20%近い上訴率が実数なのか傾向が変わったのかは不明であるが、山本委員御指摘のとおり、実数をもう少し掘り下げて分析するのであれば、争いのあるものとそうでないものを分けた分析をしつつ、今後の経年変化を見ていくことになるのだろう。

(高橋座長)

少なくとも書き方の点で、判決終局事件とは、判決全部を指すとか、いわゆる欠席判決を含む数であるといったことは明示すべきであろう。

(山本委員)

同じく説明文の3ページ目に、証拠保全に関する状況を書かれているが、これを見ると、いずれにせよ訴訟係属後に、被告医療側から診療録等の証拠が提出されることが多いとあり、証拠保全をしてもしなくても余り変わりがないのだというような評価に受け取れる。従来は、争訟性の高い事案については、証拠保全をすることで、原告側が計画的に診療内容等を把握し十分に準備することが可能となり、訴訟の迅速化に資すると言われていたが、これを真っ向から否定しているような印象を受ける。また、私の印象では、そもそも証拠保全されないような事案は、相対的に争訟性が低いために、こういった結果が表れている可能性もある

ようにも思うのだが、どうなのか。

(秋吉委員)

医事関係訴訟では、証拠保全の形でなく、診療録等の任意開示を受けることが多いので、慣れた代理人であれば、争訟性の高い事案であっても、ガイドラインに従って、証拠保全をせずに開示を受けていることがかなりある。争訟性の問題よりは、むしろ、任意開示が入っていない点で実態と離れているように思う。

(高橋座長)

訴訟係属前であっても、診療録等の任意開示は受けられるのか。

(秋吉委員)

受けられる。

(高橋座長)

この点については、結論を出すのは早すぎるということになるか。今のようない意見もあったということで、まとめていただければと思う。

② 地方裁判所における刑事訴訟事件（第一審）の審理の状況（資料3）について

(酒巻委員)

公判前整理手続について、一つの問題は、制度の施行が始まったばかりで、はっきりとしたことを言えるほどデータがそろっていないことである。ただ、この制度を作った側としては、母集団は少ないがうまく働いていると感じている。

説明の仕方やグラフの作り方の問題なのだが、例えば、図6の平均開廷間隔について見ると、公判前整理手続を第一回公判期日前に時間をかけてしっかりやると、公判期日を開いてからは開廷間隔も詰まり、その分審理期間も短くなっていることが分かる。しかし、受理からの平均期間で取ると、かえって、公判前整理手続に付した方が審理期間は長くなるという数字が出てしまう。この点、公判前整理手続にはそれなりに時間はかかったが、その後の部分を比べてみれば前よりは随分短くなっているという、ポイントとなる部分について、もう少し説明の仕方を工夫することができないか。

(河村委員)

図6の1及び2の平均開廷間隔についてのデータは、相当程度強烈な争点のある難しい事件から公判前整理手続に付されていることが多く、裁判所もそれだけの必要性を感じているということ反映しているのだろう。また、図7の平均取調べ証人数についてのデータについても公判前整理手続に付されなければもっと証人数が多かったということを読み取ることができる。それから、図11から図13についても同じで、期日間整理手続に付された事件は、自白事件でも情状などでも色々な争点が出てくるものがあることがうかがわれる。専門家であれば、これらのデータから本来時間がかかるべき事件がこの程度で終わったということが分かるが、一般の方にもそのことが伝わるように記載すべきであろう。

(酒巻委員)

つまり、客観的な背景事情として、これまでは争点複雑で大変だった事件が、公判前整理手続に付された結果こうなったということが、分かるような説明が必要であるように思う。

(戸倉審議官)

刑事事件の大半は早く終わる事件なので、総数で比較すれば、公判前整理手続を実施した方が審理期間が長いように見えてしまうが、合議の否認事件など、より公判前整理手続が行われる割合の高い類型に絞り込んで比較してみると、明らかに公判前整理手続を行った方が審理期間も短くなっている。御指摘を踏まえて説明の内容を検討したい。

(前田委員)

公判前整理手続に付された事件数も少ない上、公判前整理手続に付すかどうかの選択基準も裁判体ごとに扱いが異なる。わずか一年間では全体の傾向までは分からないことは前提としてコメントしてほしい。

(高橋座長)

基本は、母集団の少ない現時点では断定はできないので、さらに母集団が増え

てから本格的な分析をやる，ということになるのだろう。

(河村委員)

現場からは，長期化した事件のほとんどで，何度も同じ証人に対する尋問が繰り返されていたという指摘がある。この点，図17を見ると，審理期間2年を超えた事件の証人1人あたりの平均尋問開廷回数は1.1とあり，長くかかるものは，平均的に，複数の証人に対し，複数回にわたって証人尋問をしていることが分かる。また，図19を見ても，被告人質問の総回数は1年を超えた段階から急に増えている。従って，証人尋問や被告人質問を1人について複数回行うことが審理期間を延ばすことにつながっていることが分かる。逆に，公判前整理手続が浸透すればこういう形にはならないのではないかということと言えるだろう。

(前田委員)

長期化する事件では被告人質問が多いということは，前回の報告書でも指摘された話であり，客観的にもそのとおりだろう。ただ，なぜそうなったかまでは踏み込んでいない。

(戸倉審議官)

尋問の内容が重複していれば問題なのだろう。被告人質問の回数が多いという点は客観的データで出ているところであり，データに基づく分析だけでは限界があるものの，その内容について，可能な限り分析してみたい。

(飯田委員)

一般の人が見るということであれば，現時点では，公判前整理手続を，演習的に使っている事例もあるという説明は必要だろう。

(高橋座長)

公判前整理手続に付された事件というのは，絶対数が少ない上に，裁判員裁判を見越してやっているものとそうでないものと色々ある，ということには触れるべきだろう。

(河村委員)

しかも、裁判員裁判で当然行われるべき事案についてはできるだけ公判前整理手続に付している裁判体がある一方、本当に争点が膨大で、争点を整理しないと大変な事件というのものだけを公判前整理手続に付している裁判体も少なくない。

(秋葉委員)

同じ高裁管内でも、裁判員裁判対象事件は全件を公判前整理手続に付している裁判所と、事件を選んで公判前整理手続に付している裁判所とがあり、それぞれの地裁によって取り組みが異なっている。

(酒巻委員)

これから先のことを考えると、公判前整理手続の使われ方が変化する可能性も高い。現状の背景説明に留意していただければと思う。

(戸倉審議官)

裁判員裁判が始まれば、対象事件については義務的に公判前整理手続に付すことになるので、その数も増えるだろうが、現段階では義務的に付すべき事件がなく、あくまで個別の事案ごとに検討して選んでおり、公判前整理手続に付した事件が少ないことについては、しっかり説明したいと考えている。

③ 高等裁判所における民事訴訟事件（控訴審）の審理の状況（資料4）について

(中尾委員)

冒頭の説明文の7ページに、図63の知的財産権訴訟の審理期間に関して、「専門性による影響を受けつつも、民事訴訟全体の控訴審に準じた審理期間で審理を行っている」という記述があり、図67の行政事件訴訟の審理期間についても同様の記述があるが、あえてまとめて評価する必要があるか疑問がある。最後の「準じた」という表現は、分かりにくいので説明の仕方を工夫していただきたい。

また、5ページの図54に関する説明に関して、控訴審の審理期間が6月以内で終局している事件の割合が大幅に増えている原因については、一審の充実が短縮化に貢献したこと以外にも、控訴審プロパーの問題として、控訴審の事後審的

運営という点も、一つの影響を与えているのだろうと思う。データで表れるかは不明だが、この点にも言及した方が実態に沿うのではないか。

(山本委員)

説明の5ページで、図50から図54について仮説を提起しているが、やや断定的すぎる印象を受ける。ここは、意地悪な見方をすれば、図50から図52に関しては、新受事件数が増えて、控訴審では従来のようにガス抜きの証人尋問をする余裕がなくなり、証人尋問数が減り、結果として審理期間が短くなったのだろうと見えなくもないし、図52に関しては、新受件数の増加にかかわらず平均審理期間が短縮化したというよりも、新受件数の増加によって短縮化したという見方をする人もいる。もう少し書き方に工夫が必要ではないか。

(前田委員)

私は、控訴審は事後審的傾向が強まったと思う。

(花村民事局第一課長)

控訴審の審理期間の変化については、一審のみが原因という誤解を与えないようにしたい。事後審的運営という評価や事件数の増加による影響といった御指摘も確かにあるが、なかなかデータ分析が困難であり、その意味では、少し控訴審のあり方が変わった程度の抽象的な表現にとどめざるを得ないかとも思うが、その点も含めて書きぶりを検討したい。

(秋吉委員)

事件数というよりも、実感としては、時機に後れた攻撃防御が新民訴でクローズアップされ、一審を充実させようという動きがあったことの影響ではないかと感じる。要因などで触れられるのであれば、それも触れてはいかがか。

(戸倉審議官)

控訴審で一回結審する事案が増えていることは事実であり、評価は別として、それが控訴審の期日回数の減少という形で表れていることも事実である。一審の充実が当然控訴審の審理期間を短縮させたという書きぶりは評価に当たるので、

評価する以上はもう少しフェアな評価が必要だとは思うが、そういった評価は置いておくとしても、客観的なデータはきちんと出していきたい。

(河村委員)

一般の方がご覧になったとき、審理期間等はこれまでと比べてどうなのかということが気になるだろう。第一回報告書で経年の審理期間が掲載されているが、今回も、これは掲載した方がよいと思う。

④ 高等裁判所における刑事訴訟事件（控訴審）の審理の状況（資料5）について
(酒巻委員)

図1について、刑事の控訴審がどういうものを丁寧に説明すべきだと思う。特に、プロというよりは普通の人を読まれることを前提にすると、刑事の控訴審というのは事後審だということ、事後審とはどういうものなのかということをももう少し丁寧に説明した方がよいと思う。例えば、一般の人は、控訴審では審理をもう一度はじめからやり直すと思っている方がかなりいるのではないか。データについては、以前から法律家を実感していたことが客観的に裏付けられていると思うものだが、これは前提を知っているからそう言えるのであり、一般の人向けには、もう少し、前提となる説明を丁寧にすることが必要だと思う。

(河村委員)

刑事事件の控訴審は、民事事件とは違う制度だということ自体を書くことが必要であろう。

(前田委員)

そうは言っても、当事者としては、やはり審理期間が短すぎると実感している。

(中尾委員)

資料5の1ページの中ほどに、被告人控訴と検察官控訴の比較について、「被告人側控訴事件の中には取下げにより終局しているものが少なくないのに対し、検察官控訴については取下げがほとんどない」と記述があり、それはそのとおりとは思うが、被告人側控訴には取下げが多いということ、図らずも批判的なニュア

ンスとして伝わってしまう可能性がある。被告人側控訴には、控訴したが一審の罰を受け入れて控訴を取り下げるといふ、ある意味で人間的かつとうが表れている側面があるので、そこを対比して書かれると、あくまでニュアンスの問題だが、検察官は的確に慎重に控訴の検討をしているが、被告人側はそうでもないという風にもとられかねない。

(河村委員)

控訴の取下げに着目すると、どうしてもそう結びつけられるかもしれない。原判決破棄の割合などで見れば、検察官が相当慎重に検討の上控訴していることがお分かりいただけると思う。実際も、ほかの同種事例と比較の上、控訴するか否かを検討している。

(酒巻委員)

検察官控訴は、量刑を理由とする控訴の場合でも、控訴審議などの議論をした上で決断をするのだから、被告人側控訴とは行動パターンなどが異なるのだろう。

(前田委員)

検察官控訴が慎重に行われていることには異論はないが、検察官控訴と被告人側控訴とを単純に比較するのは違うと思う。

(高橋座長)

この説明は「検察官控訴については取下げがほとんどない。」で切ってしまうてはどうか。控訴率や控訴理由の違い、取下げ率や破棄率の違いを踏まえて普通に読めば、結論は検察官は慎重なのだということが分かるようにも思える。

(戸倉審議官)

被告人側控訴と検察官控訴とでの原判決の破棄率が違う理由を説明しようとしたものであるが、御指摘を踏まえて、誤解を与えないような表現に改めたい。

⑤ 民事訴訟事件の審理期間に影響を及ぼす要因について

花村民事局第一課長から、資料6に基づき、民事訴訟事件の審理期間に影響を及ぼす要因について、説明がされた。

(中尾委員)

10ページの(3)のADRに関する説明部分についてだが、ニュアンスで若干気になる点がある。ここでは、ADRが万能であり、ADRにかければ紛争が迅速に解決するかのように書いてあるが、ADRにおいても事件を滞留させているケースがある。したがって、ここまで礼賛してしまうのはいかがなものか。特に、「のみならず」以下の「訴訟の迅速化にも資する」とまで言ってしまっているものだろうか。ここまで断定的に踏み込んで言われるのはどうかと思う。確かに、役割分担はあるが、ADRにも色々な形態があるので、単純に、ADRの活用により訴訟事件の数が減り、訴訟の迅速化につながるというのも飛躍している。書きぶりは変えていただいた方がよいのではないか。

(山本委員)

私は、逆の観点から考えていることがあり、例えば、6ページ(4)のような、相続を巡る紛争について、感情的対立が激しくなる前の、もう少し早い段階でADRが介入できれば、もう少し早期に解決するのではないかと思うし、また(7)の和解の場面でも、役割分担の問題として、現在は裁判所が負っている調整的紛争解決の役割を、民間にゆだねるという方向性もあり得ると思っているので、そういった意味でも、もう少しADRを含めて書いてほしいと感じている。

ただ、中尾委員御指摘のとおり、果たして裁判外での紛争解決が増加すると訴訟が迅速化するかということ、確かに件数が減ることで迅速化につながる側面はあるのだろうが、難しい事件だけがADRで解決できずに訴訟となり、訴訟事件は逆に長期化するという可能性もあるのだから、この書き方は楽観的すぎると思う。

(高橋座長)

早期にADRをやればよいが、逆に、それでも裁判所に来るようなものは、さらにこじれて感情的対立が激しくなるという、そのように表現すべきであろうか。そして、どこまでADRの未来像を盛り込むかという問題もある。

(山本委員)

中尾委員御指摘の、ADRは万能でないということは全くおっしゃるとおりで、

メリット、デメリットがあるということは間違いないのだろう。

(戸倉審議官)

確かに、ADRが万能ではないということは御指摘どおりで、ここで言いたいのは、早い段階で第三者が関与して紛争を解決することができれば、最終的に訴訟にはならないという可能性はあり得るという、次の作業の処方せんの一つの候補というぐらいの意味である。事件の手持ちが多いことは確かに一つの長期化要因ではあるが、事件数を減らせば単純に早くなるかという、また別の要因が絡んでいるので、表現ぶりについては更に検討したい。

(前田委員)

取り急ぎ、今後のことを考えると、ADRを全体的にどう評価するかを、ある程度出していただくことになるのだろう。

(中尾委員)

6ページの(6)の裁判についての考え方のところだが、相続関連訴訟の局面で、裁判に対し、「権利関係の確定を通じた紛争解決や経済的利益の回復よりも理非曲直を明らかにすることを期待する」という要素があることは否めないが、「国民一般が民事訴訟についてそのようなイメージや期待を抱いていることを反映している面もあるかもしれない」とまで言っているのか。むしろ、訴訟に対するイメージは、争点を離れた理非曲直があるというよりも、事案を解明する中で自己の言い分の正当性を判断してほしいということだと思うので、特殊な例を一般的なイメージとまで言い切るのはどうかという気がする。これは書きぶりの問題かもしれない。

(前田委員)

3ページ目も同様に、理非曲直を明らかにすることが紛争の早期解決に意を払わないことに直結するかという、それは違いうだろう。当事者からは、裁判所にはどちらが正しいのかを早く判断してほしいという要望が多いように感じるので、必ずしも意を払わないという部分は、私の経験からは賛同しかねる。ただ、結果

的にそれが長くなってしまいうようなことはあるのかもしれない。

(山本委員)

この部分は、前のヒアリングの結果のまとめに登場した「当事者が裁判所にはすべての事情を理解してほしい、真実を発見してほしいと考えていることがあり、このような場合にはある程度時間をかけて当事者が主張・立証を尽くすことが重要である」とか、あるいは「裁判所は当事者の主張や立証が不十分な場合でも、主張立証責任により割り切った判断を出すことはせず、実態に即した結論を出すべく、当事者に対し主張の追加や証拠の提出を促すなどするため、一定の時間が必要となる」と同じ趣旨だろうという気がする。

(高橋座長)

つまり、実態に即した結論を出すために、結果として審理期間が長くかかることはいいが、当事者は長くなってもいいと思っているわけではないということだろう。

(酒巻委員)

8ページの、多数の事実主張のある損害賠償請求訴訟という類型は、ほかの明確な事件類型とはやや異質であるようにも感じるのだが、しかし、やはりこれは是非取り上げたい、こういう類型もあるのだということを示したいということなのか。

(前田委員)

標題は、多数の事実主張のある損害賠償請求訴訟なのだが、挙げられている二つの事例が、金融取引に関する損害賠償請求訴訟と横領を理由とする損害賠償請求訴訟であり、標題とは違和感がある。

(山本委員)

これは、多分経緯から言えば、統計の分類でその他損害賠償というものがあり、その他損害賠償には長い事件が多いということで、それは一体何だろうと実際にヒアリングをして聞いたところ、金融とか商取引とかいったものが挙がってきた

ということだったのではないかと思われる。そこで原因をまとめようとするところ
ういうふうになったが、依然としてやはりよくわからない部分が残っているとい
う感じなのだろう。

(高橋座長)

これは、多数事実主張とあるから漠然としてしまうが、いわゆる計算事件とい
うものだろう。取引が長期間にわたっているような事例で、最後の帳じりで幾ら
ぐらいかは大体見当が付くが、一つ一つどんな取引があったかは分からないとい
うのが典型例である。

(河村委員)

こういう類型がこの位置に出てくる理由が、一般の方には分かりにくいのでは
ないか。

(花村民事局第一課長)

お示した掲載の順番についてだが、多数の事実主張のある損害賠償の類型ま
だが、いわゆる通常訴訟的なもので、その次からは専門性の極めて高い医事・建
築等と続いている。つまり、今は一般グループの一応最後ということ念頭にと
りあえず並んでいるという状況で、前提として、委員のおっしゃるとおり違和感
があるのであれば、工夫はしたい。

(河村委員)

先物取引やデリバティブ等の金融取引の知識を必ずしも裁判所がお持ちでない
という不満が一部にはあると思われるので、この位置でこの説明等を目にしたと
きに、ちょっと方向性とは違うイメージを持ってしまうのではないかと懸念され
る。横領などについても、会計処理に関する専門性を持つ部分があり、その前で
説明されている境界確定などの類型とは異質の、専門性のある事案だと思われる
方は多いのではないか。

(高橋座長)

この点は、今の河村委員のご意見も踏まえて、整理し直していただきたい。

(秋吉委員)

まず、11ページの医事関係訴訟に関して、専門委員の活用により審理期間の長期化防止にもつながるものと考えられるという御指摘をいただいているが、実際に医療訴訟の現場での専門委員の活用というのは、なかなか難渋しているのが実情である。

難渋している一つの原因は、民事訴訟法92条の2により、専門委員からは説明をしていただけるだけで、意見を言っていただくことができないという点にある。例えば、原告の患者側にアドバイスをしてくれるような専門家がない状態で、一応原告なりに問題点を想定して訴訟を起こしてくるという事例はよくあるが、その場合、なかなか真に問題とすべき医療行為が何かということが見えてこない。そこで、どれが重要な争点か、少なくとも、原告の主張のうち争点から外せそうなものはどれかなどを、専門委員に直接伺えれば、非常に有意義だろうと思うが、その点を聞くということは、結局どこにミスがあるかということを探ねると非常に近いことになるので伺えない。次に、この検査数値をどう見るべきか程度は伺えないかと思うわけだが、それについても、恐らくこの数値は異常だからすぐ手術に踏み切らなければいけないとか、あるいはそれほどでないから様子を見てもいいといったお答えとなるため、結局これも鑑定の先取りのなご意見をいただくことと同じことになるので、うかがえない。

第二点としては、弁論主義という訴訟の原則と専門委員の医師とのスタンスの違いが挙げられる。専門委員の医師は、真実は何かという視点で話をされるので、説明に当たっては意見を言うてはいけないとか、出ていない主張については言うてはいけないなどと言われても非常に困るとおっしゃる。それに対して、特に医療機関側の代理人としては、争点に上がっていないような問題点をいきなり専門委員が話してしまうのが非常に困るとおっしゃるというスタンスの違いがある。

ほかには、医事事件の場合は、この場合は手術すべきかとか、この数値をほかの症状との関係でどう見るかということについて、医療機関によってもスタンス

が異なり、判断が分かれるので、その中で、たまたま来られたお一人の専門委員に見解を述べていただくことには抵抗が強い。

そうすると、資料にもあるように、争点整理段階から協力医の方にかかわっていただけないかという話になるわけだが、第一に、協力医の方はやはり探し出すのが大変であること、第二に、早い時点で協力してくださる医師にめぐりあってお話を伺えたとしても、被告側の主張や色々な証拠資料が集まった段階でもう一度ご意見を伺うと、最初に設定した争点がずれてきてしまうということが結構あるという問題もある。その意味では、この協力医の方にどういうふうにご意見をいただくか、専門委員をどう活用するかというのは、なかなか難しい問題がある。

次に、相続関係の5ページのところだが、この中で、証拠不足や収集の困難さについて、やむを得ない面もあるが、不動産の贈与等については契約書などもつくれるのではないかというスタンスで書いていただいているが、実際に相続の事件をやると、もっと何か証拠をきちんと残しておくために弁護士に早く予防的に入っていただくことが非常に重要な類型なのではないかと強く感じる。

例えば、遺言に関しては、遺言の書き方や集めておくべき証拠など、適切なアドバイスを得ることができていればと思うことは多い。さらに他人名義の預金などの財産があることも多く、亡くなった方にしかわからない事情が多いために、紛争が長引いてしまう。そうすると、まだ生きておられる間に財産目録みたいなものを作成できないかとか思ってしまう。そこで、この5ページのところで、もう少し踏み込んで、証拠の不足に対する提案があってもいいのではないかと思う。

(飯田委員)

5ページの一番下のウのところ、調査嘱託や文書送付嘱託については、個人情報保護が邪魔になってとあるが、具体的にどういう状況なのか、ご説明いただけるのであれば、教えていただきたい。

(花村民事局第一課長)

例えば、故人の名義の銀行における出金状態などを銀行等に嘱託しようとした

場合に、相続人全員の同意がないとそれについて答えられないというような形で
の回答が来て、例えば10年前、20年前にどこからどういう入金があったかと
か、だれがそれを出したかといった資料がなかなか手に入らないという事例が、
実際に起こっている。

従来からプライバシーの関係でこのようにやっておられる例もあったのだが、
やはり個人情報保護法の施行以来、そうした点についての配慮を、今までよりも
慎重に判断されるところがやや増えているような印象が実務上はある。

(飯田委員)

こういった拒否事例は、主に銀行で多いのか。

(花村民事局第一課長)

銀行のみならず、例えば医療機関に対するカルテの開示等のようなものについ
ても、例えば遺言時に意思能力があったかどうかを調べるため、当時診療してい
た医師に当時の診療録等を嘱託してもお答えが得られないというような場面など
もあると聞いている。色々なケースが考えられるので、多少そのイメージがわく
ような表現は工夫をしたい。

(中尾委員)

個人情報保護については、悪い意味で過剰に反応しすぎていて、従来なら調査
嘱託等でとれたものがとれなくなったという現象がある。個人情報保護法の網が
非常に広範であり、我々の実務でも影響があるところなので、これをどうするか
が課題となっている。

(前田委員)

今のお話は裁判所の行う調査嘱託に関してだが、弁護士会の照会制度というも
のもある。この照会制度を使って訴訟前に重要な調査をするのだが、それに対す
るガードは以前よりかなりきつくなっていて、従来だととれていたものがとれな
いということが顕著にある。

(中尾委員)

12ページのエのところ、医療関係集中部の設置によって専門訴訟の審理短縮に成果を上げているとあり、そのとおりだとは思っているのだが、できれば、データを引用の上、記載すべきではないかと感じた。

次に、4ページの一番上の2行の「もとより」以下は不要ではないか。争点整理前に根気よく時間をかけて和解を試みる事例がある一方、1、2回和解を試みて不調であれば判決という、審理期間にあまり影響を与えない形のものもあるので、このような書き方はどうなのかと思う。他方では、和解について時間をかけるのはやむを得ないというご説明もあり、そうであればこの2行は不要であろうし、もし書くのであれば、もう少しきめ細かく書いておいた方がいいのではないかという感想を持った。

(戸倉審議官)

たまたま和解が成立すれば結果として審理期間は縮むという効果はあるが、結局不成立になった場合には期間はそれなりに延びる。書いている側としては、この種の事案では和解が望ましいと判断した場合にはやはり和解をやることになるし、審理期間のことばかり言って、和解をやるのはどうかという観点では論じないというニュアンスで書いていたのだが、むしろ、和解が成立すれば予想外に早く終わることもあるかもしれないが、基本的には和解を選択する以上ある程度の期間はかかるという書きぶりになるのだろうと思う。

(高橋座長)

学者側は、全体の審理期間は上訴審までを含めて考えるので、一審だけを見れば、和解が成立した場合であっても、審理期間が延びている事例があるということになる。ただ、これも実証されているかどうかは分からないが、いずれにしても書き方についての指摘ということで、事務局は検討してほしい。

(山本委員)

資料6では、事件類型ごとに考察した要因についての分析がされている。実際にアンケートなどをすると、必ずしも事件類型に集約できないような要因がある

ことも事実だ。そうすると、資料6の標題が「民事訴訟事件の審理期間に影響を及ぼす要因について」とあり、標題だけを見ると、何かここにすべての要因が網羅されているかのように思われてしまう可能性があるので、そこはもう少し、事件類型ごとの分析であることを明らかにするような工夫があればよろしいのではないか。

(前田委員)

労働審判は、まだ始まって1年の新しい制度だが、その実情に関する統計的なデータはないのか。

(早田行政局参事官)

もちろん統計はとっているところだが、統計としてはまだ1年分が得られる段階にないということもあり、もとより暫定的なものであればお示しすることは可能かと思うが、まだデータが十分ではない部分はある。

(前田委員)

例えば、件数や申立てから終局までの期間、その後訴訟になったものの割合といったことが分かれば示してほしい。私は、労働審判事件は2件ほどやったが、かなり機能しているという印象を受けた。

(戸倉審議官)

ある程度のところは、事件票などで取れるかと思うので、その統計等の結果も踏まえて検討したい。

(飯田委員)

12ページに、医療事故の原因究明制度の創設検討について書いてあるくだりがあったが、このほかにも、出産事故限定で新たな紛争解決の制度をつくる動きがある。

(高橋座長)

今回の資料は、審理が長期化する要因だけではなく、今後の予測まで記載している箇所もあり、少し踏み込んだ記述になっているように感じる。先ほどのAD

Rに関する記述についても、現時点では少し書き過ぎなのかもしれない。

(飯田委員)

医療事故の原因究明制度については、もともと裁判が多いことが、医師の負担を増やすという指摘があり、その中で第三者機関を創設する案が出ているが、まだ議論途中だ。司法の側が制度創設に期待するかのよう表現ぶりについては少し違和感がある。

(戸倉審議官)

御指摘の点を押さえた上で、書き方について、再検討させていただく。迅速化という問題は色々な要素が複雑に絡んでいるということを、できるだけ明らかにし、一定の結論、処方せんを断定的に出していくというような書き方にはならないように注意したい。

(井掘委員)

13ページの医事訴訟の鑑定と学会評価の記述に関して、医師の世界はまた違うのかもしれないが、我々学者の感覚から言うと、学会と鑑定は別のよう思える。学会やシンポジウムは、新しくやったことを評価する場であり、鑑定をしても評価されないというのは、ある意味で当たり前の話で、「鑑定することが学会で評価される仕組みが今後の課題である」というのは、ちょっと次元の違う話ではないかと思った。むしろ鑑定をきちんとやるのだったら、金銭的な評価をちゃんとつける形で医師に対応するのが筋だろう。

(高橋座長)

「学会」ではなくて、むしろ「学界」であれば、医師の世界で鑑定書を多く書ける人がそれなりに評価がされればという意図が伝わるのだろう。ただ、この部分は、ドイツの例か何か踏まえているのではなかったか。

(花村民事局第一課長)

諸外国ではそういう例があり、日本の医療関係者の間でも、鑑定をしたことが一つの業績として特定の学会の中での何らかの表彰や評価のある種判断材料に入

ってもいいのではないかというような議論が現実にあるというところを踏まえて書いたものではあるが、ある一つの専門家の中での一つの意見だという面もあるので、あえてこの中に掲げるのは相当かというところも含めて、また少し検討させていただきたい。

(3) 今後の予定について

次回の検討会は、次の日時に開催されることが確認された。

第20回 平成19年5月11日(金)午後3時から午後5時まで

(以 上)